

# 加須市新規就農者育成事業実施要領

平成22年3月23日市長職務執行決裁

平成24年7月27日一部改正

令和3年3月10日一部改正

## 第1 趣旨

地域農業の効率的かつ安定的な発展を図るためには、農業の特性や農村の豊かな地域資源をビジネスチャンスとして活かそうとする意欲ある担い手を確保・育成していくことが不可欠である。そこで、市内に在住する者であって、かつ、市内で就農を希望する新規就農者等の、人材確保・技術習得・円滑な就農へ導くための支援制度を創設し、Uターンや新規参入者等、対象者を確保するとともに、それぞれの就農形態に応じて体系だった農業生産技術及び経営管理手法の習得、農業用設備等の取得を助成することにより、将来の地域農業の担い手として育成を図るものである。

## 第2 事業の内容

### 1 研修事業

新規就農者のうち、研修を希望する者（以下「農業研修候補者」という。）を円滑に就農へ誘導していくため、農業研修生として選定し、必要な研修の受講を支援する。

#### (1) 候補者の募集

広報紙または関係機関への照会等により、農業研修候補者を募集する。農業研修候補者になろうとする者は、加須市農業研修生申込書（様式第1号）に、就農計画書（県様式2及び3を準用）を添えて市長に提出しなければならない。

#### (2) 研修生の選定

市長は、農業研修候補者の中から、研修終了後就農することが確実と見込まれる者を農業研修生として選定し、加須市農業研修生選定通知書（様式第2号）により当該農業研修候補者に通知する。

#### (3) 研修の実施

市長は、農業研修生の意向に基づき、関係機関等と協議し、研修内容を決定する。農業研修生は決定された研修を受講する。

##### ア 埼玉県農業大学校研修

埼玉県農業大学校の実施する研修（1箇月を超えるもの）に参加し、農業の基礎的な知識・技術の習得に努める。

##### イ 農家研修

市内受入農家及び農業生産法人等で実際に農作業を手伝いながら、当該農作

物の栽培技術を習得するために必要な期間、実践的な研修を行うことにより、新規就農者の受入と定着を促進する。

研修先は、農業研修生が希望する就農分野に応じて随時募集・選定する。

## 2 助成事業

新規就農者のうち、農業用設備の取得費用等の助成を希望する者（以下「事業主体」という。）を円滑に就農へ誘導していくため、市内で就農するときから5年以内に必要となった農業用施設の取得（賃借する場合における施設の資産価値を高める大規模な修繕を含む。）又は農業用機械の購入について1年分に限り補助金を交付する。

### (1) 事業申請

事業主体は、事業を実施しようとするときは、加須市新規就農者育成事業実施計画承認書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

### (2) 事業の承認

市長は、認定就農者、それに準ずる者又は就農に意欲と熱意のある者の中から、就農計画を達成することが確実と見込まれる者を事業主体として選定し、前号の事業実施計画を承認したときは、加須市新規就農者育成事業実施計画の承認について（様式第4号）により当該事業主体に通知する。

### (3) 事業の推進

市は、事業主体を指導し、事業の円滑な推進を図るものとする。

### (4) 助成内容

市長は、予算の範囲内において、別に定める加須市新規就農者育成事業補助金交付要綱の規定に基づき、事業主体に対し、補助金を交付するものとする。

## 第3 支援内容

### 1 研修事業

#### (1) 対象者

農業研修候補者であって、申込み時の年齢が15歳以上64歳以下であること。ただし、62歳以上の者にあっては就農予定時において64歳を超えないこと。

#### (2) 対象期間

農業研修候補者が就農のための研修を受講している期間とする。ただし、農業研修生に選定してから3年を超えないものとする。

#### (3) 支援方法

##### ア 農業研修生

1箇月当たり3万円の就農研修奨励金を原則として研修終了時に支給する。ただし、研修期間が1箇月に満たないときは、支給しないものとする。

農業研修生は、就農研修奨励金の交付を受けようとするときは、加須市就農

研修奨励金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

イ 受入農家等

受入農家等に対し、1箇月当たり2万円の就農研修謝金を原則として研修終了時に支給する。ただし、研修期間が1箇月に満たないときは、支給しないものとする。

受入農家等は、就農研修謝金の交付を受けようとするときは、加須市就農研修謝金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 助成事業

(1) 対象者

申込み時の年齢が15歳から64歳以下の者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 埼玉県就農計画認定要領（平成21年4月1日埼玉県農林部長通知）に規定する埼玉県就農計画の認定を受けた者

イ 新たな営農類型に変更しようとするもの

ウ 前ア及びイに掲げるもののほか、就農に意欲及び熱意を有する者で、市長が別に定める基準を満たすと認めるもの

(2) 支援方法

ア 対象経費

就農するときから5年以内に必要となった農業用施設の取得及び農業用機械の購入に要する経費のうち、1年分の経費とする。

ただし、設備等導入後の目標の達成が明確と見込まれるものとし、定期的に交換する資材その他これに類する消耗品等の取得に要する経費は、除く。

イ 補助金額

補助対象経費の1/2以内の額（当該額が100万円を越えるときは、100万円）とする。

第4 留意事項等

1 市長は、農業研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、就農研修奨励金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 研修途上で農業研修生を辞退したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により就農研修奨励金の交付を受けたとき。

(3) 正当な理由なく研修後1年以内に就農しないとき。

2 市長は、受入農家等が次の各号のいずれかに該当するときは、就農研修謝金の全部または一部の返還を求めることができる。

(1) 研修途上で農業研修生の受入を辞退したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により就農研修謝金の交付を受けたとき。

3 市長は、事業主体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部または一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金を交付した日の属する年度から 5 年以内に、当該補助金の交付に係る施設又は機械を目的外に使用し、又は処分したとき。
- (4) 補助金を交付した日の属する年度から 5 年以内に離農又は他の職に就いたとき。

#### 第5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

##### 附 則

この要領は、平成22年3月23日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成24年7月27日から施行し、平成24年4月2日から適用する。

##### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。